

酒税法等の一部改正法の施行に当たって

1 酒税法等の一部改正法に基づき「酒類の公正な取引に関する基準」等が策定され、平成 29 年 6 月 1 日から施行された。これにより、酒類の公正な取引の推進については、国税庁の行政指導に基づく酒類業者の自主的取組から、法令遵守（コンプライアンス）の問題として対応する必要がある。

酒類卸売業者は伝統ある酒類産業の要としての役割を担ってきたが、過度な価格競争の防止等の改正趣旨や経緯等を深く理解し、酒税法に基づく免許事業者としての自覚と誇りをもって、また、各地域で酒類流通に果たす責任を再認識して、酒類の流通の公正化・健全化に向けて真摯に取り組んでいく。

2 このため、これまでに全国卸売酒販組合中央会が策定した「酒類卸売業の公正な取引のための基本的な考え方（平成 24 年 12 月）」等も踏まえながら、改めて、以下のような取組を行っていく。

- ① 「酒類の公正な取引に関する基準」等を踏まえ、コストオン方式に基づく自社基準等の見直し、整備を行っていくこと
- ② 自社基準等の公正な運用のため、社内管理体制の構築・改善に取り組むこと
- ③ 全ての担当者に対して、酒類の公正取引に向けた取組を周知徹底すること
- ④ 各組合においても、傘下組合員への支援を行い、また、国税当局に対して、基準への対応の現状や問題点について、情報をしっかりと伝えていくこと

3 国税当局に対しては、今回の改正法令が円滑に執行されるよう以下のことを要望する。

- ① 酒類を扱う全事業者（料理飲食店を含む）のほか、一般消費者に対しても、酒類の社会的管理に関する国内外の動向を含めて、幅広く改正内容の広報・周知を実施すること
- ② 多くの中小零細事業者を抱える酒類卸売業界における事業者間取引の実態等を十分に踏まえた運用とするとともに、問題取引の改善に真摯に取り組む事業者に対しては積極的な支援を行うこと
- ③ 法改正により拡充された質問検査権を駆使して取引実態を的確に把握し、取引の総合的な改善が図られるよう、早期に適切な対応を行っていくこと

4 酒類業界全体が、消費者の皆様のニーズに応える価値ある商品を適正な価格で供給していき、それを通じて適正な利益を確保しながら、将来に渡って魅力と活力ある業界として健全な発展を図っていくことを目標に、生販三層のなかで重要な位置を占める酒類卸売業界として、改正酒税法等の趣旨等を踏まえ、公正な取引の推進に真摯に取り組むとともに、酒類流通市場における物流費高騰への対策などの諸課題に対しても、一致団結して取り組む。

以上、決議する。

平成 29 年 6 月 21 日

全国卸売酒販組合中央会 第 64 回通常総会